

なぜ登録が必要なのか

物流の結末点として生産者と消費者を結ぶ



国民生活に欠かせない重要物資を大量かつ安全に保管

倉庫業の適切な運営の確保は我が国経済の安定にとって重要

このため、「**倉庫業法**」において、倉庫業を営むにあたっては「**登録制**」とするとともに、



- 倉庫の施設設備基準の維持
- 倉庫管理主任者による適切な管理



を義務付けることで国民生活の安定を図っているのです。

仮に、倉庫の施設設備が不完全であるとか、一定の刑罰や行政処分に付されて問がないなどといった倉庫業者として不適切な者でも自由に倉庫業を行えることとなれば、このような者の参入により利用者に不測の損害をもたらし、結果として円滑な物流が阻害されるおそれがあります。また、不良な倉庫業者の出現により、大多数を占める善良な倉庫業者の信用を損なうこととなり、倉庫業の存立及び機能の確保を困難にするおそれがあります。

営業倉庫の施設設備基準は厳しい？

上記のとおり、倉庫業の営業開始にあたっては、倉庫業法第3条でいう国土交通大臣の行う登録が必要ですが、その要件の一つに**施設設備基準**というものがあります。

これは、例えば、火災防止の関係では耐火性能又は防火性能を有すること（建築基準法では、一定の条件の建物にしか義務付けない。）や消火器具を有すること（消防法では床面積150㎡以上の建物にしか義務付けない。）などといったものです。

これらの基準は、他人の貴重な物品を預かる営業倉庫という観点から、建物の構造設備を規制する一般法である建築基準法、消防法等の基準に比べて、特に高いものとなっています。

営業倉庫は信頼度抜群

例えば、火災一つ取ってみても、営業倉庫の火災発生件数は、営業倉庫以外の倉庫と比べて、著しく少なくなっています。ゆえに、火災保険料率も低いものとなっています。

このように登録にかからしめ、**施設設備基準**を一般の建築物よりも強化していることで、利用者の資産が保護されているだけでなく、社会の多方面にも反射的利益を与えているといえるでしょう。

倉庫の火災発生件数

暦年	倉庫	うち営業倉庫
2001	791	4
2002	809	3
2003	766	5

【消防白書より抜粋】